（協定）

第三十九条の二十八　公庫は、導入促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一　指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二　指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三　前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2　公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（帳簿の記載）

第三十九条の二十九　指定金融機関は、導入促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条の三十　国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、導入促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第三十九条の三十一　指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2　国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3　指定金融機関が導入促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第三十九条の三十二　国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第三十九条の二十五第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2　国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があつたとき。

三　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3　国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第三十九条の三十三　指定金融機関について、第三十九条の三十一第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第三十九条の三十四　導入促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、導入促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条（同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。）の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2　前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の二十三に規定する導入促進円滑化業務（以下「導入促進円滑化業務」という。）を除く。）
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、海上運送法
第七十一条	第五十九条第一項	海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び海上運送法第三十九条の二十三
第七十三条第七号	第五十八条第二項	海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（導入促進円滑化業務を除く。）

（認定船舶運航事業者等に対する報告の徴収）

第三十九条の三十五　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等及び当該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができる。

（指定金融機関に対する報告の徴収等）

第三十九条の三十六　国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二条　海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の三十六」を「第三十九条の三十七」に改める。

第三十九条の十九第一項中「次項第五号」を「次項第六号」に、「第三十九条の三十五」を「第三十九条の三十六」に改め、同条第二項第三号中「及び第三十九条の二十一」を「から第三十九条の二十二まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第三十九条の二十五第四項第三号ロ」を「第三十九条の二十六第四項第三号ロ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定船舶に対する遠隔支援業務（船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務をいう。次条第三項第二号及び第三十九条の二十二において同じ。）に関する事項

第三十九条の二十第一項中「この条から第三十九条の二十二までにおいて」を削り、同条第三項中「第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項

二　遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項